

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	坂 祝 町

## 坂祝町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 坂祝町産業建設課  
所在地 坂祝町取組 4 6 番地 1 8  
電話番号 0574-66-2408  
F A X 番号 0574-27-1808  
メールアドレス [sangyoukensetsu@town.sakahogi.gifu.jp](mailto:sangyoukensetsu@town.sakahogi.gifu.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、タヌキ、キツネ、イタチ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	坂祝町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲、野菜等	36,000	7a
アライグマ	野菜	6,000	1a
ヌートリア	水稲・野菜	3,000	1a
タヌキ	野菜	3,000	1a
キツネ	野菜	3,000	1a
イタチ	野菜	3,000	1a
ハクビシン	野菜	3,000	1a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

町内全域にイノシシ、アライグマ、ヌートリア等による農作物への被害が発生し、住民より積極的な駆除を求める声が上がっている。豚コレラウィルス発生以来イノシシによる被害は減少しているものの小動物による被害は横ばいで推移しており、農家の生産意欲の低下が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	36,000	7a	10,000	2a
アライグマ	6,000	1a	3,000	0.5a
ヌートリア	3,000	1a	1,500	0.5a
タヌキ	3,000	1a	1,500	0.5a

キツネ	3,000	1a	1,500	0.5a
イタチ	3,000	1a	1,500	0.5a
ハクビシン	3,000	1a	1,500	0.5a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ等（小動物含む）は町猟友会に捕獲業務を委託し、わな等による捕獲を実施してきた。</p> <p>アライグマ、ヌートリアは、特定外来生物防除計画を策定し、環境省の確認を受け、捕獲を行い、処分は、猟友会に委託してきた。</p>	<p>猟友会活動補助に伴う費用の増加、猟友会員の高齢化および減少による人材確保、山すそにおける耕作放棄地の拡大及び山すその草刈り、農作物残渣の放棄など地域全体での取り組みが課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	特になし	-
生息環境管理その他の取組	特になし	-

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、可茂農林事務所等による研修会へ参加するなど、広域的に足並みを揃えて対策を行うことにより、有害鳥獣の絶対数を減少させる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ等(小動物含む)は、猟友会に捕獲を委託している。  
アライグマ、ヌートリアについて外来生物法に基づく防除計画を策定し、環境省の確認を受け、捕獲を行っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	イノシシ アライグマ ヌートリア タヌキ キツネ イタチ ハクビシン	・ 猟友会と連携し、箱わな等で捕獲する。 ・ 特定外来生物に係る防除の確認申請による町民捕獲を進める。(アライグマ、ヌートリア) ・ 鳥獣被害防止研修参加や狩猟免許取得を積極的に呼びかけ後継者の育成を支援する。 ・ 必要に応じて捕獲機材の購入。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
令和4年度にイノシシ30頭（令和3年度：14頭）、アライグマ9頭（15頭）、ヌートリア1頭（0頭）、タヌキ15頭（23頭）、キツネ2頭（5頭）、イタチ6頭（8頭）、ハクビシン3頭（6頭）を捕獲した。今後も積極的な捕獲を行う必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ヌートリア	1頭	1頭	1頭
タヌキ	15頭	15頭	15頭
キツネ	1頭	1頭	1頭
イタチ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	1頭	1頭	1頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

イノシシ等（小動物含む）は、被害発生時に箱わな等を用いて対処捕獲を行う。 アライグマ、ヌートリアは、被害の多い箇所に箱わな等を用いて捕獲する従事者から実情を聞き、防除実施の方法などに反映させる。
--

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(必要性) イノシシの有害捕獲を行うため。 (取組内容) 刺しとめに使用：ライフル銃による刺しとめ。 実施予定時期：令和3年4月～令和7年3月 捕獲予定場所：坂祝町全域

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵設置を推奨し、経費の一部を助成することで農家の被害防止に対する意識の高揚と防護の強化を図る。また、必要に応じて、国交付金事業等の実施も検討する他、地域によっては電気柵等の共同設置を実施する。		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組なし			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5 ～7年度	イノシシ アライグマ ヌートリア タヌキ キツネ イタチ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害実態の把握に努める。</li> <li>・ 草刈りなど、被害予防策の啓発・奨励する。</li> <li>・ 町職員が被害防止研修会等へ参加し被害対策技術を習得・普及する。</li> <li>・ 地域において、研修会の開催し、地域ぐるみで被害防除の活動を推進する。</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

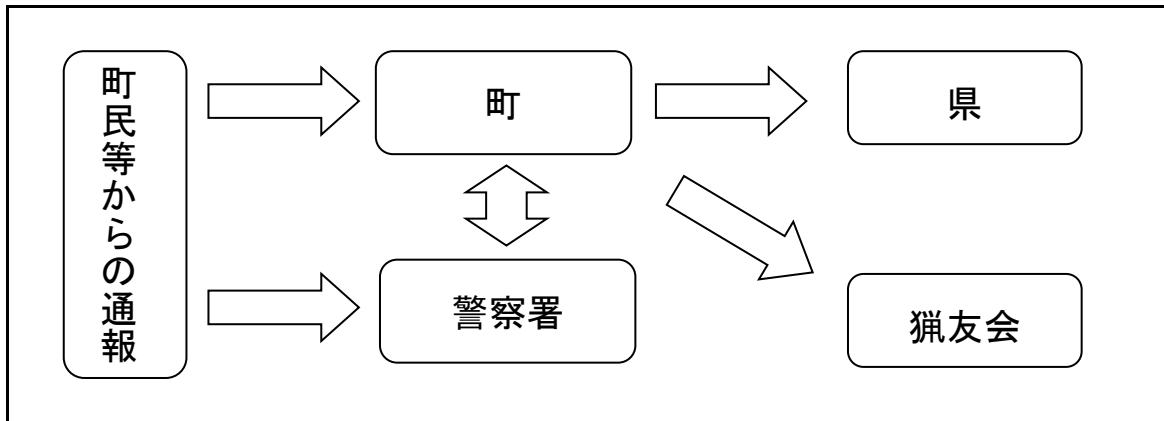
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加茂警察署	住民の生命・身体・財産の安全確保。
岐阜県	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う。
坂祝町猟友会	有害鳥獣捕獲を実施する。
坂祝町	関係機関との連絡調整を行う。捕獲の許可

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシは、捕獲者各自で食用として利用し、食肉として不適當な場合は埋設等により処分する。アライグマ、ヌートリア等小動物は、殺処分後焼却する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。



(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	坂祝町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
坂祝町	・ 鳥獣害防止対策協議会の事務運営、農業被害の情報収集及び各機関の連絡調整等を行う。
坂祝町猟友会	・ 有害鳥獣捕獲事業を実施する。 ・ 有害鳥獣に対する専門知識・捕獲体制に対する助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県可茂県事務所 環境課	有害鳥獣の捕獲、被害防止対策に関する助言と情報提供を行う。
可茂農林事務所 農業振興課	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握に対する助言を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度に編成

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域的な鳥獣被害対策に対処するため、近隣自治体や関係機関と連携を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。